

「企画経営部」

◆ 情報システム関連業務の集約化・専門性の向上による全体最適化を図るとともに、社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの進展に対応し、行政のデジタル化による区民の利便性の更なる向上を図るため、部に「情報政策課」を新設する。

◆ 「情報政策課」の新設に伴い、「情報システム課」は廃止する。

「企画課」

◆ 「情報政策課」の新設に伴い、情報政策に関する事務を「情報政策課」へ移管する。

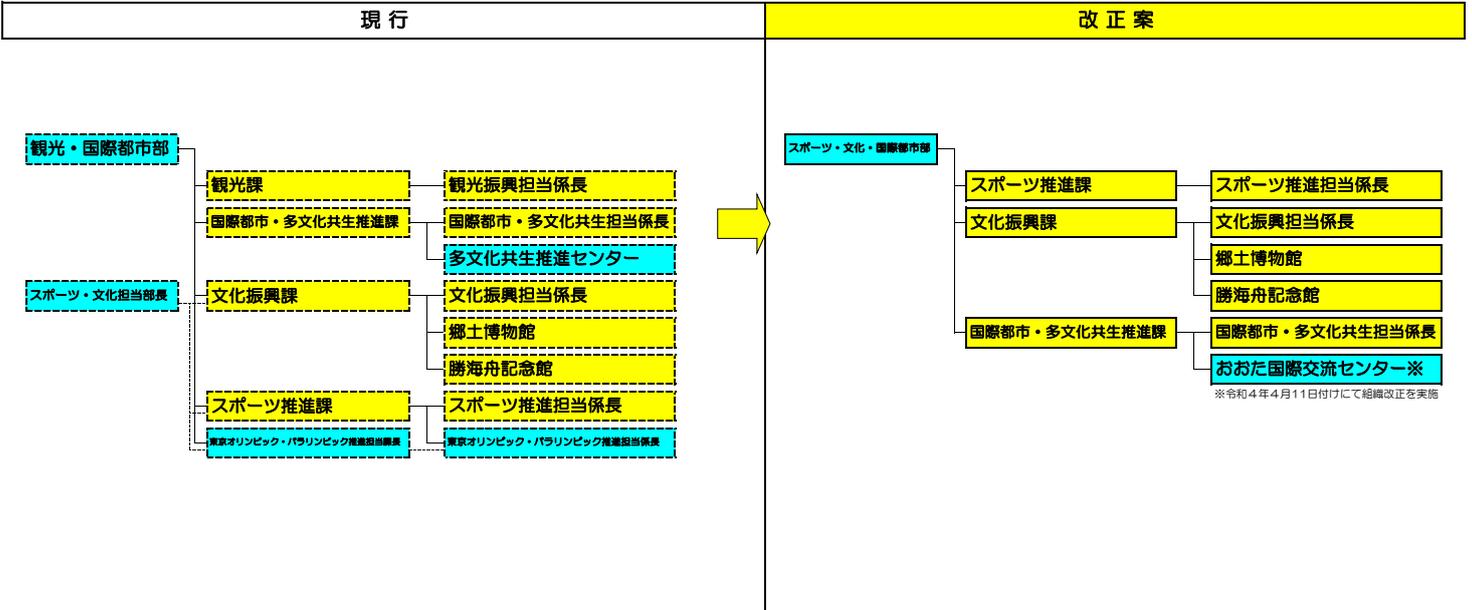
「情報システム課」

◆ 「情報システム課」の廃止に伴い、「情報システム担当係長」は廃止する。

「情報政策課」

◆ 「情報システム課」の事務を移管する。併せて、「企画課」から情報政策に関する事務を移管する。

◆ 「情報政策課」の事務を分掌するため、課に「情報政策担当係長」を新設する。



※令和4年4月1日付けにて組織改正を実施

**「スポーツ・文化・国際都市部」**

◆ 観光・国際都市部は、東京2020大会を契機として、産業としての観光に、文化やスポーツの視点を加え、世界から人々を受け入れる「国際都市の実現」を目指し、これまで諸施策に取り組んできた。  
令和4年度は、東京2020大会の経験を活かし、スポーツ・文化芸術の振興、国際交流・多文化共生等、コロナ後の社会状況を見据え、これらをより強固に推進するための体制整備を行う。

- ◆ 「観光・国際都市部」及び「スポーツ・文化担当部長」を廃止し、「スポーツ・文化・国際都市部」を新設する。
- ◆ 東京2020大会の終了に伴い、「東京オリンピック・パラリンピック推進担当課長」を廃止する。
- ◆ 「スポーツ・文化・国際都市部」の事務を分掌するため、部に「スポーツ推進課」、「文化振興課」及び「国際都市・多文化共生推進課」を新設する。
- ◆ 「観光・国際都市部観光課」を廃止し、「産業経済部観光課」へ事務を移管する。

**「スポーツ推進課」**

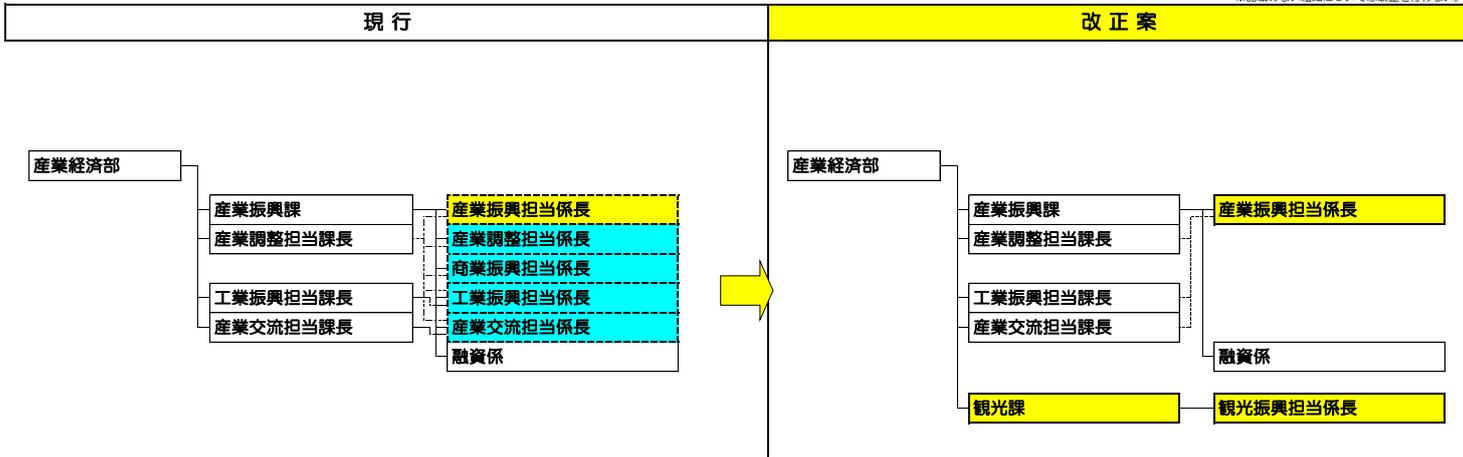
- ◆ 「スポーツ推進課」は、スポーツを親しむ環境整備等を行い、スポーツ施策の推進を図る。
- ◆ 「観光・国際都市部スポーツ推進課」の事務を移管するほか、部庶務事務等を分掌する。
- ◆ 「スポーツ推進課」の事務を分掌するため、課に「スポーツ推進担当係長」を新設する。

**「文化振興課」**

- ◆ 「文化振興課」は、区民が文化芸術に触れる機会を創出し、文化振興施策の推進を図る。
- ◆ 「観光・国際都市部文化振興課」の事務を移管する。
- ◆ 「文化振興課」の事務を分掌するため、課に「文化振興担当係長」を新設する。
- ◆ 「郷土博物館長」及び「勝海舟記念館長」は「文化振興課長」の命を受け、事務を行う。

**「国際都市・多文化共生推進課」**

- ◆ 「国際都市・多文化共生推進課」は、「おた国際交流センター」を拠点として活用しながら、国際交流と多文化共生の推進を図る。
- ◆ 「観光・国際都市部国際都市・多文化共生推進課」の事務を移管する。
- ◆ 「国際都市・多文化共生推進課」の事務を分掌するため、課に「国際都市・多文化共生担当係長」を新設する。
- ◆ 国際都市施策及び国際交流活動並びに地域における多文化共生を一体的に推進する拠点を整備し、「国際都市おた」の更なる飛躍に資するため、「おた国際交流センター」を新設する。これに伴い、「多文化共生推進センター」は廃止する。  
なお、組織改正は「おた国際交流センター」の開設日である令和4年4月11日付けにて実施する。
- ◆ 「おた国際交流センター所長」は「国際都市・多文化共生推進課長」の命を受け、事務を行う。



「産業経済部」

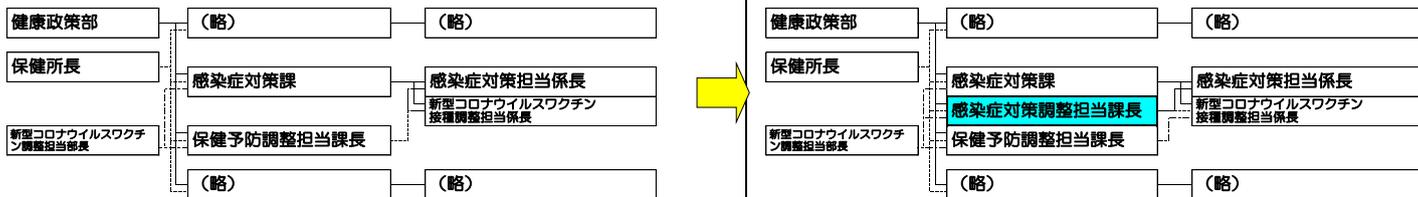
- ◆ 23区唯一の国際空港である羽田空港を有する自治体としての優位性をより高めるとともに、区内産業の柱の一つである観光、工業や商業、サービス業などに幅広く波及させることで、区内産業の一層の振興を実現するため、部に「観光課」を新設する。

「産業振興課」

- ◆ 近年のコロナ禍による社会構造や産業構造の急激な変化等に適切に対応するため、「産業振興担当係長」、「産業調整担当係長」、「商業振興担当係長」、「工業振興担当係長」、「産業交流担当係長」を統合し、「産業振興担当係長」に再編成する。  
これに伴い、「産業調整担当係長」、「商業振興担当係長」、「工業振興担当係長」、「産業交流担当係長」は廃止する。

「観光課」

- ◆ 「観光・国際都市部観光課」の事務を移管する。
- ◆ 「観光課」の事務を分掌するため、課に「観光振興担当係長」を新設する。



「健康政策部」

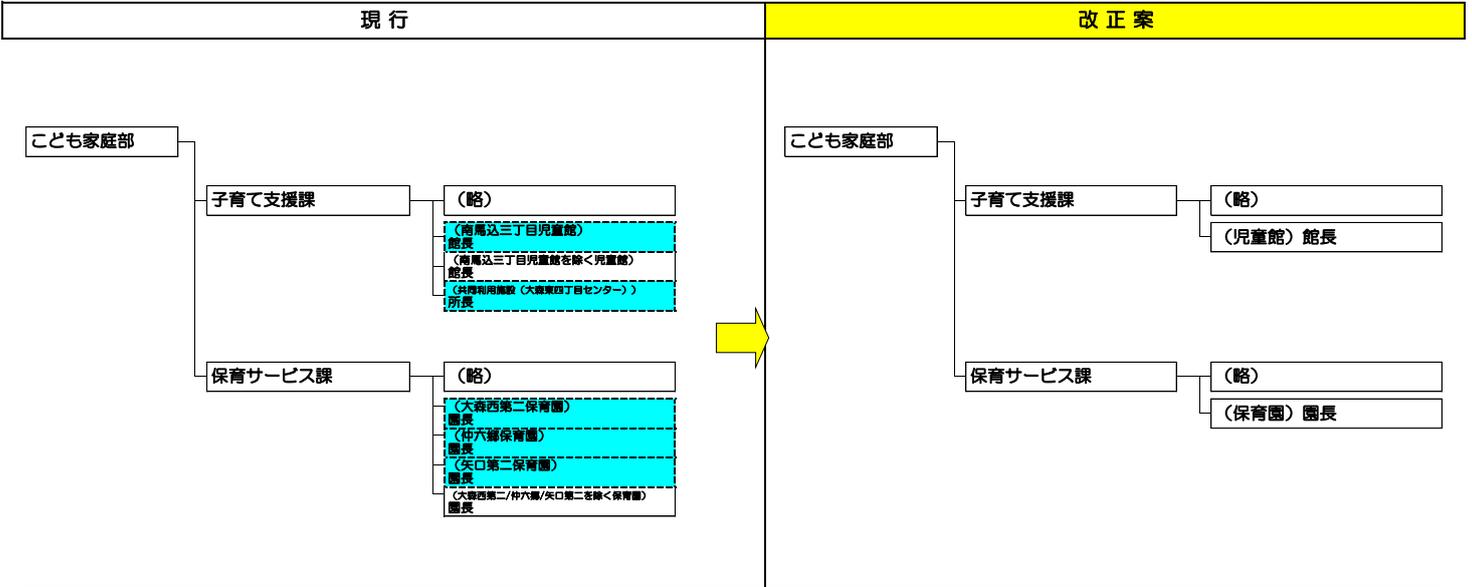
- ◆ 「感染症対策課長」の事務のうち、感染症対策の調整に関する事務を分担するため、部に「感染症対策調整担当課長」を新設する。

- ◆ 「感染症対策調整担当課長」は、「健康政策部長」、「保健所長」及び「新型コロナウイルスワクチン調整担当部長」の分担事務の範囲内において、「健康政策部長」、「保健所長」又は「新型コロナウイルスワクチン調整担当部長」の指揮命令を受け、事務を行う。

「感染症対策課」

- ◆ 「感染症対策調整担当課長」は、分担事務の範囲内において、「感染症対策担当係長」及び「新型コロナウイルスワクチン接種調整担当係長」を指揮命令する。

- ◆ 「感染症対策調整担当課長」の新設に伴い、「保健予防調整担当課長」が新型コロナウイルスワクチン接種の実施に関する事務に専念するため、「保健予防調整担当課長」の指揮範囲から、「感染症対策担当係長」を除く。



**「児童館」**

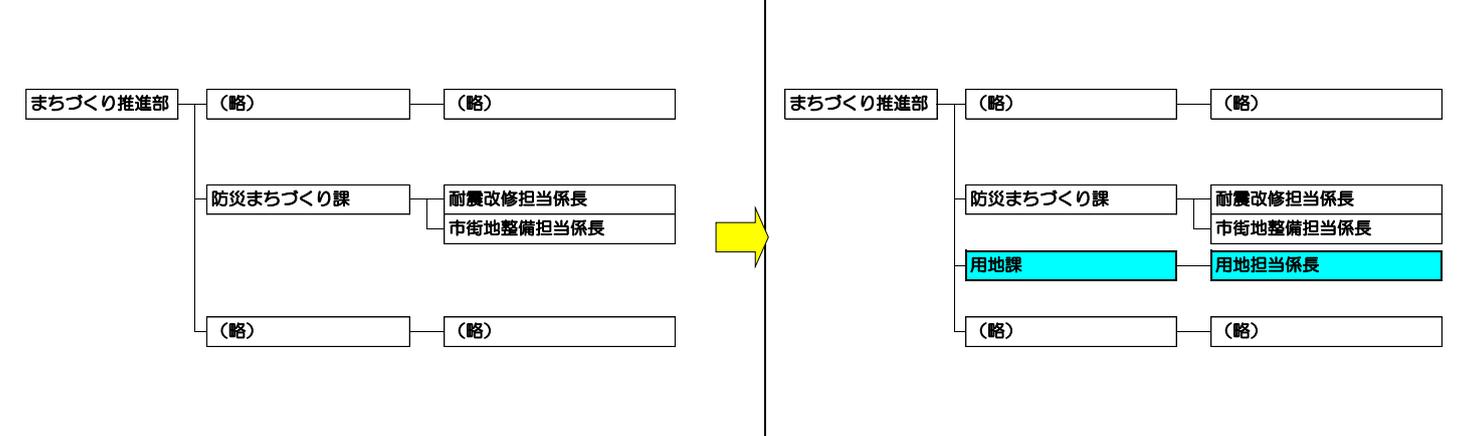
- ◆ 業務委託に伴い、「(南馬込三丁目児童館) 館長」は廃止する。

**「共同利用施設」**

- ◆ 大森東四丁目センターの廃止に伴い、「(共同利用施設(大森東四丁目センター)) 所長」は廃止する。

**「保育園」**

- ◆ 民営化に伴い、「(大森西第二保育園) 園長」、「(仲六郷保育園) 園長」及び「(矢口第二保育園) 園長」は廃止する。



**「まちづくり推進部」**

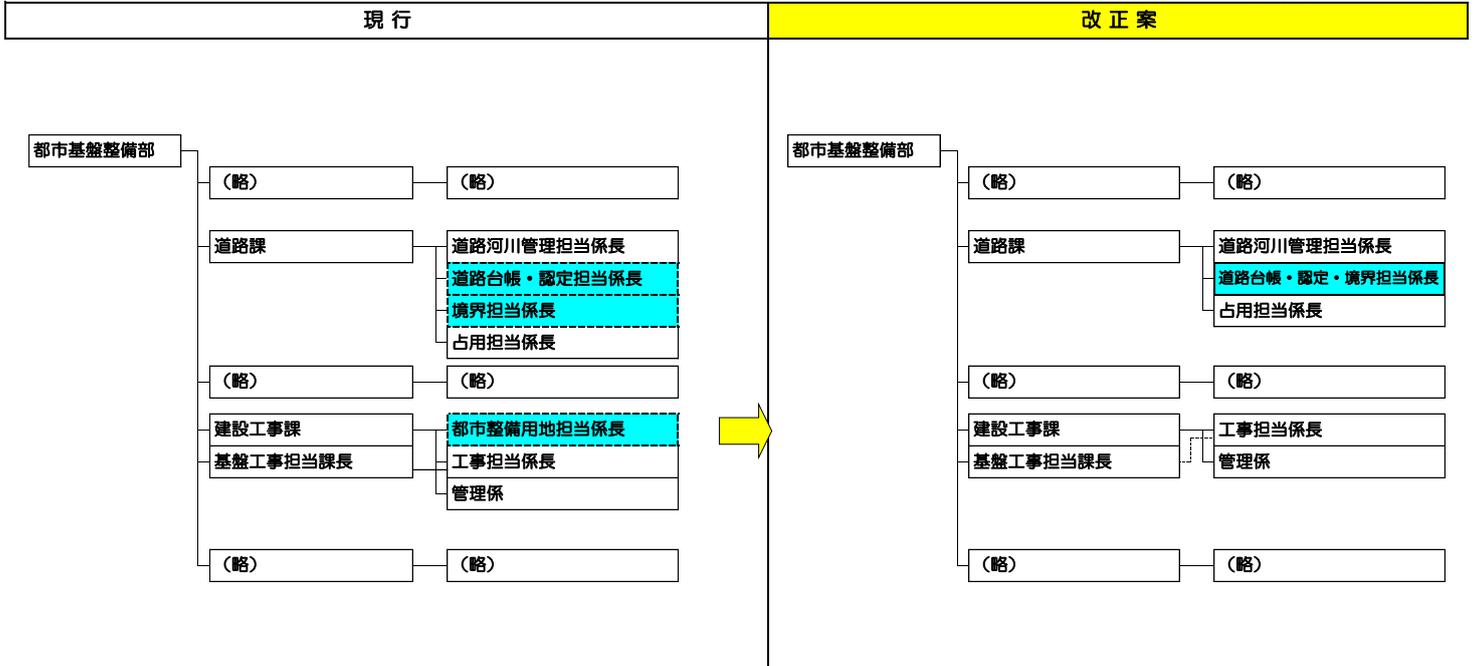
- ◆ 都市計画道路等の用地買収を総合的に進めるとともに公園・公共施設用地等の事業に必要な用地取得に関する折衝も担うことで、更なる専門性の強化を図り、相談内容等の複雑化・高度化に適切に対応し、迅速かつ積極的な用地取得を可能とするため、部に「用地課」を新設する。

**「防災まちづくり課」**

- ◆ 「用地課」の新設に伴い、市街地整備に係る用地折衝・取得関連事務等を「用地課」へ移管する。

**「用地課」**

- ◆ 「防災まちづくり課」の事務のうち、市街地整備に係る用地折衝・取得関連事務等を移管する。
- ◆ 「都市基盤整備部建設工事課」の事務のうち、都市計画事業の用地取得に関する事務及び橋梁工事に伴う用地に関する事務を移管する。
- ◆ 「用地課」の事務を分掌するため、課に「用地担当係長」を新設する。

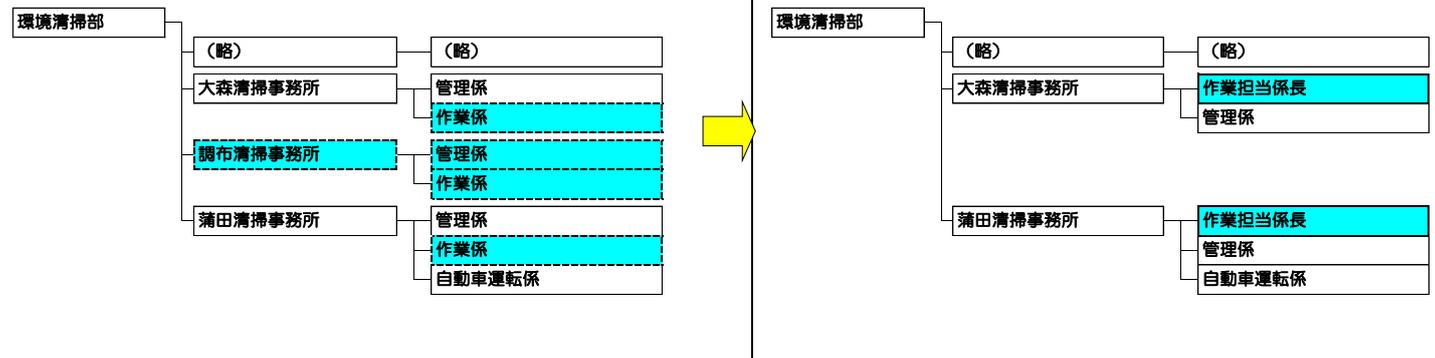


「道路課」

- ◆ 事業繁忙期における柔軟な業務分担を可能とし、効率的な執行体制を確保するため、「道路台帳・認定担当係長」、「境界担当係長」を統合し、「道路台帳・認定・境界担当係長」を新設する。これに伴い、「道路台帳・認定担当係長」及び「境界担当係長」は廃止する。

「建設工事課」

- ◆ 「まちづくり推進部用地課」の新設に伴い、都市計画事業の用地取得に関する事務及び橋梁工事に伴う用地に関する事務を「まちづくり推進部用地課」へ移管する。これに伴い、「都市整備用地担当係長」は廃止する。



「環境清掃部」

- ◆ 調布清掃事務所の移転及び収集業務委託拡大に伴い、効率的な収集体制を構築するため、「調布清掃事務所」は廃止する。

「大森清掃事務所」

- ◆ 蒲田清掃事務所における執行体制の見直しに伴い、組織としての一体性を確保するとともに、柔軟な執行体制を整備するため、「作業担当係長」を新設する。これに伴い、「作業係」は廃止する。

「蒲田清掃事務所」

- ◆ 廃止となる「調布清掃事務所」からの事務移管に伴い、蒲田・調布の各地域にきめ細かく対応できる作業体制を整備するため、「作業担当係長」を新設する。これに伴い、「作業係」は廃止する。